

荒尾市幼稚園・保育所・認定こども園等利用者負担額表

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、保護者の市町村民税額(※)、子どもの年齢(クラス年齢)、認定区分等に応じて荒尾市が決定します。

算定対象となる保護者は、原則子どもの父母としますが、世帯構成や所得状況等により、父母以外の世帯員を算定の対象に加える場合(父母の所得が低く同居の祖父母等で所得の一番高い方を算定に加える など)があります。

なお、毎年4月から8月までは前年度の住民税額、9月から翌3月までは当年度の住民税額で判定します。(副食費の徴収免除区分も同様です。)

※住宅借入金等特別控除、寄付控除(ふるさと納税控除等)、配当控除、外国税額控除などがある場合は控除前の額。

※利用者負担額の無償化の適用は満3歳を迎えた次の年度から対象となります。

【2・3号認定(0～2歳児)の利用者負担額表(荒尾市基準)】

階層区分			利用者負担額(月額)	
区分	定義		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		0円	0円
C	均等割の額のみ		13,400円	13,200円
D1	市町村民税 所得割課税世帯	48,600円未満	16,100円	15,900円
D2		48,600円 以上 63,900円未満	19,900円	19,600円
D3		63,900円 以上 75,900円未満	22,400円	22,100円
D4		75,900円 以上 97,000円未満	25,400円	25,000円
D5		97,000円 以上 110,700円未満	30,900円	30,400円
D6		110,700円 以上 138,900円未満	35,400円	34,800円
D7		138,900円 以上 169,000円未満	37,200円	36,600円
D8		169,000円 以上 220,800円未満	38,500円	37,900円
D9		220,800円 以上 301,000円未満	40,200円	39,600円
D10		301,000円 以上 397,000円未満	43,500円	42,800円
D11		397,000円以上	46,500円	45,800円

＜多子世帯の減免について＞

2・3号認定は小学校就学前の範囲で数えて、2人目は半額、3人目以降は免除となります。

また、市町村民税の所得割課税額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢にかかわらず、2人目、3人目以降の減免が適用されます。

＜ひとり親世帯・在宅障がい者のいる世帯等の減免等について＞

上記の減免に加えて、市町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい者のいる世帯等については、減免措置があります。

＜熊本県多子世帯子育て支援事業について＞

18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯で、第3子以降の子どもが幼稚園・保育所・認定こども園に入所した場合、保育料が免除となります。ただし、2・3号認定のD10、D11階層の子どもは対象外です。